

山口県報

平成26年
7月18日
(金曜日)

目次

訓令	八
農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令(団体指導室)	一
告示	二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
解除予定保安林(長門市)(森林整備課)	二
保安林予定森林(森林整備課)	二
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(五件)(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	六
一般競争入札の実施(物品管理課)	六
公安委告示	八
警備員指導教育責任者講習の実施	八

山口県訓令第六号



農林水産部

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合等検査規程(昭和四十三年山口県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業共済組合検査規程

第一条中「及び法第八十五条第一項の共済事業を行う市町」を削り、「組合等」を「組合」に改める。

第二条中「組合等」を「組合」に改める。

第四条中「農業共済組合等検査実施要領」を「農業共済組合検査実施要領」に、「組合等」を「組合」に改める。

第五条及び第七条中「組合等」を「組合」に改める。

第八条本文中「組合等」を「組合」に改め、同条ただし書中「当該組合等」を「組合」に改める。

第十一条中「当該組合等」を「組合」に改める。

第十二条を次のように改める。

(検査の立会い)

第十二条 検査は、組合の理事その他の責任者一人以上を立ち会わせて行うものとする。

2 検査には、前項に規定する者のほか、組合の監事を立ち会わせるものとする。

第十四条中「対し、」の下に「個人情報保護の保護に十分に配慮した上で、」を加える。

第十五条第一号及び第四号中「組合等」を「組合」に改める。

第十七条中「農業共済組合にあつては」を「組合の」に改め、「、市町にあつては市町長、監査委員その他の責任者に対し」を削る。

第十八条第二項中「農業共済組合にあつては」を「組合の」に改め、「、市町にあつては市町長に」を削る。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(農林水産大臣との連携)

第十九条 知事は、検査の実施に当たつて農林水産大臣の協力が必要であると認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と情報を共有し、相互に連携して検査を行うものとする。

附則

この訓令は、平成二十六年七月十八日から施行する。



山口県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十八日

名	療	所	機	関	地	指	定	年	月	日
いしいケア・クリニック	称	所	機	関	地	指	定	年	月	日
		岩国市麻里布町三丁目五番五号				平成二六、三、一				

山口県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
長門市油谷河原字柵山七七四の二二、俵山字椎ノ木三三〇一の九、三九四八の一八から三九四八の二〇まで、三九四九の一、字中岳三三三三一の九
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため
- 一 解除予定保安林の所在場所
長門市油谷河原字東金山七八五の一九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市阿東篠目字小河内二二四五
長門市真木字大谷一九一の二、一九一の三、俵山字坂根二九三九の一七、二九三九の一八、字大池三〇〇三
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施設要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市阿東篠目字小河内二二四五（次の図に示す部分に限る。）
長門市俵山字坂根二九三九の一八・字大池三〇〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊田町大字大河内字西山一九、字大浴二八、二九の一、三〇から三三まで、
字山口原六八五

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字大河内字大浴二八・三二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字山口原六八五
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年八月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 城下町アクティブークリエイティブ倶楽部
代 表 者 の 氏 名 馬場加奈子
主たる事務所の所在地 下関市長府中之町五番二一号

三 定款に記載された目的

下関市長府地区の住民が中心となつて、地域の社会資産を活用して、女性の視点に立つた教育事業、文化事業及び地域活性化事業を行い、住民一人ひとりの心の豊かさの醸成と温かな活力ある地域づくりに貢献すること。

(三) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク南岩国店

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社明屋書店

住 所 愛媛県松山市湊町四丁目一の一

代表者の氏名 安藤 大三

オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 井上 亮

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時

四 届出年月日

平成二十六年六月二十四日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久由宇店
所在地 岩国市由宇町堀田五五五一の五
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名
三 変更に係る事項の概要 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで	午前七時三〇分から午後九時三〇分まで

四 届出年月日 平成二十六年六月二十四日
五 変更年月日 平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 丸久西岩国店
所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名
三 変更に係る事項の概要 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時四十五分から翌日の午前零時二〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

四 届出年月日 平成二十六年六月二十四日
五 変更年月日 平成二十六年六月二十四日

平成二十六年七月一日

(二三六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク光井店
所在地 光市光井四丁目三三番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名
三 変更に係る事項の概要 田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後一〇時三〇分まで	午前七時三〇分から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日 平成二十六年六月二十四日
五 変更年月日 平成二十六年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田一丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 協同組合ベスト 光市島田二丁目二番一〇号 中谷 宰
 ベスト開発株式会社 " " " 坪井 利明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から午後一時一〇分まで	午前八時 午前七時三〇分から午後一時一〇分まで

四 届出年月日
 平成二十六年六月二十四日
 五 変更年月日
 平成二十六年七月一日

(二三七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びアルク柳井中央店
 所在地 柳井市古開作六六四の一七
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 高木 義之 千葉県鎌ヶ谷市東初富四丁目一三番二二
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社丸久 午前九時 午前八時四五分から翌日の午前零時一五分まで	株式会社丸久 午前八時 午前七時三〇分から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日
 平成二十六年六月二十四日
 五 変更年月日
 平成二十六年七月一日

(二三八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク桜木店
 所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 松田 清治
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後二時二〇分まで	午前七時三〇分から午後二時二〇分まで
----------------------	--------------------	--------------------

- 四 届出年月日
平成二十六年六月二十四日
- 五 変更年月日
平成二十六年七月一日

(二三九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年七月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク平生店
所在地 熊毛郡平生町大字平生村二二六の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	変更前 午前九時 午前八時三〇分から午後二時二〇分まで	変更後 午前八時 午前七時三〇分から午後二時二〇分まで
------------------------------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

- 四 届出年月日
平成二十六年六月二十四日
- 五 変更年月日
平成二十六年七月一日

(二四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月四日山口県公告(六一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年七月十八日から同年八月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク長府中土居店
所在地 下関市長府中土居本町五九〇番
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二四一) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
(一) 物品等の名称及び数量
(二) 物品等の特質等
(三) 物品等の特質等
(四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札参加資格

納入期限 平成二十六年十二月二十五日

納入場所 山口県立下松工業高等学校ほか十八箇所

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十六年八月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年八月二十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十六年八月二十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月二十二日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools

(3) Delivery period: December 25, 2014

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Kudamatsu Technical High School and 18

other places
(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 27, 2014
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 28, 2014)



山口県公安委員会告示第三十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十六年九月八日（月曜日）から同月十一日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十二日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十六年九月十一日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十二日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第二号に規定する業務（以下「第二号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間
平成二十六年八月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
(二) (一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第二号警備業務従事証明書」という。）
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(二)の

- ウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のウに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書
- (二) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活環境課(電話〇八三―九三三―〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十六年七月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁